

条 例

議会の議決を経た「千曲市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和6年3月25日

千曲市長 小川 修一

千曲市条例第8号

## 千曲市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

千曲市福祉医療費給付金条例（平成15年千曲市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「及び精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が2級の者（出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を除く。）」を削る。

第3条第2項第5号中「のうち障害等級が1級の者」を削る。

第6条第1項中「精神障害者保健福祉手帳交付者、精神通院医療費給付該当者及び国民年金別表該当者」を「精神通院医療費給付該当者」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の千曲市福祉医療費給付金条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に行われた療養に係る給付金支給から適用し、施行日の前日までに行われた療養に係る給付金支給については、なお従前の例による。